

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第1号

埼玉県教育局
県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第二さきたま史跡の博物館長の項第一号委任事務の欄中「項において「法」を「号」において「法」」に改め、同欄に次の一号を加える。

二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二百五条第一項の規定により所有権が県に帰属した文化財である資料の利用及び貸出しを許可すること。別表第四教育総務部の表総務課の項に次のように加える。

<p>八 行政事件訴訟に関する事務</p>	<p>1 行政事件訴訟について、応訴を決定し、及び訴訟の方針を決定すること。</p> <p>2 行政事件訴訟に関し、訴訟代理人を選任し、又は解任すること。</p>	<p>1 規則第八条第一項の規定に基づき、審査の併合又は分離の申請をすること。</p> <p>2 規則第九条第一項の規定に基づき、人事委員会に対し答弁書及び証拠を提出すること。</p> <p>3 規則第九条第五項及び第七項の規定に基づき、人</p>
<p>九 不利益処分についての審査請求に関する事務</p>	<p>不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和二十六年埼玉県人事委員会規則一一一。以下この項において「規則」という。）第十七条第一項の規定に基づき、人事委員会に対し再審査を請求すること。</p>	<p>1 規則第八条第一項の規定に基づき、審査の併合又は分離の申請をすること。</p> <p>2 規則第九条第一項の規定に基づき、人事委員会に対し答弁書及び証拠を提出すること。</p> <p>3 規則第九条第五項及び第七項の規定に基づき、人</p>

		<p>事委員会に対し意見を述べ、又は証拠の申し出をすること。</p> <p>4 規則第十条第二項の規定に基づき、答弁書又は反論書を提出すること。</p> <p>5 規則第十条第四項の規定に基づき、証人として出席させることの承認申請をすること。</p> <p>6 規則第十条第七項の規定に基づき、意見を述べること。</p>
--	--	--

別表第四教育総務部の表教職員課の項第四号及び第五号を削る。

別表第四市町村支援部の表文化資源課の項第一号事務の種類の中「昭和二十五年法律第二百十四号。」を削る。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。